



Safety and Health

安全と健康

No.230

今月のおススメ改善事例

【ベトナム・カントの農村で見つけた改善】

- 自転車のハンドルと肩かけ紐をつけたお手製の稻刈り機が大活躍。
これなら腰も痛めません!



-
- センター第三回総会にご参加を…2
 - メコンデルタ 2002 成功裡に終了…3
 - 石綿対策全国連が緊急報告集会…7
 - 第 75 回産業衛生学会に参加…8
 - センター定例会「職場改善事例発表会」…11
 - 地域から相談から…13
 - ・無責任に翻弄される外国人被災者たち
 - リーエッセイ
 - ・この道 …15
 - センター活動日誌&スケジュール…16

特定非営利活動法人
東京労働安全衛生センター機関紙

〈発行〉 200 円

発行人 : 平野敏夫

住所 : 〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル5F

Tel (03)-3683-9765 Fax (03)-3683-9766

E-mail etoshc@jca.apc.org

Homepage URL http://www.jca.apc.org/etoshc/

振替 : 【郵便】00160-8-183157

【中央労金亀戸支店】284-1612779

発行日 : 2002年 4月 28日



地域から・相談から

◆無責任に翻弄される外国人被災者たち

責任を理解しない事業主に、外国人労働者が大いに迷惑させられるケースが後を絶たない。

●あきれた社長の言い分

埼玉・E社：Sさんの火傷

Sさんは26歳。埼玉県Y市にあるE社（プラスチック加工業）に1999年9月から雇い入れられた。日本人は社長と工場長だけ。あとはSさんも含め10名のパキスタン人労働者が働いていた。仕事は機械を車に使うプラスチック部品の製造加工だ。工場には機械が10台ほどあるが、Sさんはパウダー状の原料を熱プレスで型取りをする機械を動かしていた。

Sさんの被災は2001年9月のこと。数日前から機械の調子が悪くピンが一本折れて、その折れたところに部品が引っかかってしまい、危険なことに気がついていた。「なおしてほしい」と社長に頼んだところ「なおす、なおす」と口ばかりだった。

その日、作業途中にSさんは壊れたピンに物が引っかかったことに気づき、障害物を左手で取り除こうと機械の下に手を入れた。とその時、300度にも熱されたプレス板が降りてきて、Sさんの左手を挟んでしまった。その日現場にはパキスタン人の同僚たちしかいなかつたが、仲間たちは近所の工場に駆け込んで、救急車を呼んでもらった。

運ばれた病院で「労災の件について会社に聞いてください」と言わされた。社長に話したが、「労災に加入していない」と答えるばかり。東京在住のSさんの兄が「労災と同等に治療費と給与の80%程度は払ってもらいたい」と交渉すると、社長は一端了承したが、1ヶ月もした頃には「うちは会社ではないからこれ以上払わない」と言い出した。

Sさんたちパキスタン労働者は、朝6時頃から夜10時、さらに日曜日までみんな働いていた。10人の人間を朝から晩まで働かせ、けがをしたら「うちは会社ではないから」とはどういうことか。「仕事をしたいというから無理に分けてやつただけ」などと筋の通らないことを言い、きちんと責任をとろうとしない無責任社長であった。しかたなくSさんは兄と一緒にセンターに相談。左手の甲と平両面を火傷したSさんの左手は指が内側に曲がったまま固まってしまいつつあった。

春日部労働基準監督署に労災請求し、労基署の指導により会社が労災加入したのは12月のこと。Sさんは認定を受け、大学病院での形成外科手術も安心して行えることになった。

●懲りずにまた労災隠し?

埼玉・E社：Mさんの指切断

Sさんの被災をきっかけに労災加入した前述のE社。ところが、2002年1月またしても仕事中にけがをしたという同社のパキスタン労働者Mさんがセンターに相談にきた。Mさんは、2001年の12月暮れ、就労中に機械に左第3指を挟み、切断してしまった。社長は、治療費と給料基本給分は払ってやるからといってせっかく入った労災を使おうとしないのでMさんは不安になりSさんの兄に相談し、センターを紹介された。

Mさんが労基署に申告に行くと、当然死傷病報告も出されておらず「あんなに説明したのにまだ

(事業者責任を) わかつていいのか…」監督官も困惑気味であった。

結局社長はまた1ヶ月しないうちに「やっぱり払えない」と音を上げ、労災請求を行うことになったのである。

●休業補償制度を説明しなかった会社

千葉T金属：療養だけで我慢してしまったOさん

ガーナ出身のOさんは、1991年5月、T金属株式会社に入社し、同社の工場でシャーリング工場での切断した鉄板の運搬作業に従事していた。

99年初め頃より、足のしびれと痛みに悩まされるようになり、9月に整形外科を受診したところ、腰椎ヘルニアと診断された。医師から「重い物を取り扱う仕事をしたことが原因だ。重い物を持つ今の仕事はやめたほうがよい」と言わされた。

療養にかかる費用について会社に相談したところ、労災補償で療養の請求を出すことになった。この時Oさんは労災で休業もできることを理解しておらず、仕事を辞めたら生活できなくなると思い、療養しながら我慢して働き続けてしまった。

しかし、鎮痛剤を飲んでも痛みはとれない。医師には「薬を飲んでも痛みが取れない状態が続くようでは、手術を考えなければならない」と言われた。

同年12月、Oさんは、会社から「2月いっぱいまで仕事がなくなるので新しい仕事を探すように」と解雇通告を受けた。

仕事をしなければ暮らせないと、身体の無理を

押して期限いっぱい働いた。しかし、解雇後は痛みのために新しい仕事を得られないまま2000年7月、ヘルニアの手術を受けた。

受診病院の医療相談室の紹介で、2001年センターを訪れ、柏労働基準監督署に休業補償の請求することになった。

ところが、会社側は今回のOさんの休業補償請求について「あくまで人員整理のための解雇であつて、ヘルニアが原因ではない」との理由で、協力を拒み続けた。しかし、離職後の手術にしろ、元はと言えば休業補償をきちんと会社が教えず、Oさんに我慢して仕事をさせてしまったことが大きく原因しているのは明らかだ。

監督署が賃金台帳提示を求めて全く応じようとしなかった。そのため、Oさんの休業補償の決定は、延々待たされたあげくの2002年年明けとなってしまったのである。

(事務局 内田正子)